

Qr1 Personal 利用規約

第1条(適用)

1. 本規約は、ユーザーが Qr1 サービス(第2条に定義。)を利用するにあたり遵守すべき基本的な事項を定めたものです。本規約に定めのない事項については、別段の定めがない限り、またはその性質に反しない限り、[QUICK Money World 無料サービス利用規約](#)または [QUICK アカウントの利用規約](#)が、適切な読み替えを行ったうえで、または直接、適用されます。本規約と QUICK Money World 無料サービス利用規約または QUICK アカウントの利用規約との間に差異がある場合、本規約が優先します。
2. Qr1 サービスは、[QUICK Money World お支払い規約](#)に基づく QUICK Money World お支払いの対象サービスです。本規約、QUICK Money World 無料サービス利用規約または QUICK アカウントの利用規約に定めのない事項については、別段の定めがない限り、またはその性質に反しない限り、QUICK Money World お支払い規約の定めが適用されます。本規約、QUICK Money World 無料サービス利用規約または QUICK アカウントの利用規約と QUICK Money World お支払い規約との間に差異がある場合、本規約、QUICK Money World 無料サービス利用規約または QUICK アカウントの利用規約が優先します。

第2条(定義)

1. 「情報」とは、株式、債券、マネーマーケット、外国為替、商品、海外株式、これらの派生商品の価格相場およびこれらに関する統計その他のデータならびに経済を中心とする幅広い領域にわたるニュース等の情報をいいます。ただし、情報源との契約上ユーザーに提供できない情報は含みません。
2. 「情報源」とは、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、株式会社日本経済新聞社その他 QUICK が情報を入手するための契約を締結した相手方をいいます。
3. 「Qr1 サービス」とは、QUICK が Qr1 Personal(QUICK LevelXr1 Personal)の名称で、QUICK Money World 無料サービス利用規約に定める「本サービス」に追加して有料で提供する情報提供サービスをいいます。
4. 「QMW 無料サービス」とは、QUICK Money World 無料サービス利用規約に定める「本サービス」をいいます。
5. 「QMW 無料サービス利用契約」とは、QUICK Money World 無料サービス利用規約に定める「本サービス利用契約」をいいます。
6. 「Qr1 サービス申込者」とは、Qr1 サービスの利用を希望するユーザーをいいます。
7. 「Qr1 サービス会員登録」とは、第3条に規定する QUICK 所定の方法に従って、Qr1 サービス申込者が行う Qr1 サービスの利用登録をいいます。
8. 「Qr1 サービス会員」とは、Qr1 サービス会員登録を完了し、Qr1 サービス利用契約(次項に定義。)を締結した会員をいいます。
9. 「Qr1 サービス利用契約」とは、Qr1 サービス会員が Qr1 サービスを利用するに際し、Qr1 サービス会員および QUICK との間に発生する Qr1 サービスの利用に関する契約をいい、その対象には本規約および本サイト上に掲載されるこれに関連する規約・通知等を含みます。
10. 「クライアント」とは、Qr1 サービスを利用するための端末装置(PC、スマートフォン等を含みますがこれに限りません。)をいいます。
11. 「QUICK のソフト」とは Qr1 サービス会員が情報をクライアントにおいて利用するために必要なソフトウェアであって、QUICK が Qr1 サービス会員に利用を許諾する QUICK または QUICK の指定する者が権利を有するソフトウェアおよびその他 QUICK が提供するソフトウェアの総称をいいます。
12. 「Qr1 サービス会員のシステム」とは、Qr1 サービス会員が QUICK から Qr1 サービスの提供を受けるために使用するクライアントおよびそれらに搭載される指定ソフトウェア(14 項に定義。)ならびにインターネット回線をいいます。
13. 「URL」とは、Qr1 サービス会員がクライアントで Qr1 サービスを利用するために QUICK が Qr1 サービス会員に開示するアドレスをいいます。
14. 「指定ソフトウェア」とは、クライアントに搭載し情報を取り込んで利用することを QUICK が認めたアプリケーションソフトウェアをいいます。

第3条(Qr1 サービス会員登録)

1. Qr1 サービス申込者は、QUICK Money World お支払い規約にしたがい、サービス料金プラン(月払い／年払い)を選択し、クレジットカード情報等を QUICK Money World お支払いに登録するものとし、QUICK がその登録を承認した場合に、Qr1 サービス利用契約が成立するものとします。
2. Qr1 サービス会員登録は、日本国内在住、私的利用目的、かつ日本国内で発行されたクレジットカードによる決済が可能な個人の方に限らせていただきます。Qr1 サービス利用契約成立後、上記の条件に合致しないことが判明した場合、Qr1 サービス利用契約に適用される規約の他の規定にかかわらず、QUICK はただちに当該 Qr1 サービス利用契約を解約することができ、また所定の違約金を請求させていただきます場合があります。なお、この規定は、違約金を超える額の損害が QUICK に発生した場合、QUICK の Qr1 サービス会員に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第4条(環境設定等)

1. QUICK は、Qr1 サービスを利用するために URL 等の必要な環境を Qr1 サービス会員に連絡し、Qr1 サービス会員は、Qr1 サービス会員の責任と費用負担で当該連絡に従い Qr1 サービスの利用が可能な状態に Qr1 サービス会員のシステムを準備し整えるものとします。
2. Qr1 サービス会員は、Qr1 サービス会員の責任において、URL にアクセスし、Qr1 サービスの利用が可能かどうかを確認するものとします。
3. Qr1 サービスの利用に必要な環境が変わる場合、QUICK は事前にその旨を Qr1 サービス会員に通知するものとします。Qr1 サービス会員は、当該通知に従って、Qr1 サービス会員の責任と費用負担で Qr1 サービス会員のシステムの調整を行うものとします。
4. 前項の結果または Qr1 サービス会員の事由により、Qr1 サービス会員が Qr1 サービス会員のシステムの全部または一部を他の装置と交換する場合は、第1項から第3項までを準用するものとします。

第5条(クライアントの操作方法)

Qr1 サービス会員は、情報を利用するためにクライアントを操作する場合は、QUICK が定めて Qr1 サービス会員に提供するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に従って行うものとします。

第6条(保守)

1. Qr1 サービス会員は、Qr1 サービス会員のシステムが正常に作動し、Qr1 サービスを利用できるよう、Qr1 サービス会員の負担において必要な保守および修理を行うものとします。
2. Qr1 サービス会員は、Qr1 サービスの利用に障害が生じた場合には、まず Qr1 サービス会員のシステムに障害がないことを確認した後、QUICK に連絡するものとします。
3. QUICK は、前項に基づき Qr1 サービス会員から障害の連絡を受けた場合は、障害原因を特定するための問診を行うものとします。また Qr1 サービス会員は、QUICK から Qr1 サービスに関わる Qr1 サービス会員のシステムの操作を依頼された場合は、それに協力するものとします。

第7条(Qr1 サービスの提供の中断等)

1. QUICK は、障害時の復旧作業のため Qr1 サービスの提供を一時中断することがあります。
2. QUICK は、QUICK および情報源の事由による Qr1 サービスの変更(情報提供内容の変更、情報提供制限による情報提供の終了を含む。)または一部廃止を行うことができるものとします。

第8条(指定ソフトウェアの変更)

1. QUICK は、事前に通知することにより、指定ソフトウェアの種類およびバージョンを変更することができるものとします。(以下変更後の種類およびバージョンを総称して「新バージョン」といいます。)
2. 前項の場合、Qr1 サービス会員は、Qr1 サービス会員の責任と費用で新バージョンを準備し、クライアントに新バージョンの指定ソフトウェアのインストールを行うものとします。
3. QUICK は、QUICK が別途定める期間以降は旧バージョンの指定ソフトウェアでの情報の利用は認めないものとします。

第9条(知的財産権)

1. Qr1 サービス会員は、情報のうち著作権等の権利性を有するものについては、当該権利が QUICK または情報源に帰属することを認めるものとします。

2. Qr1 サービス会員は、QUICK または情報源がサービスに含まれる情報に使用している商号または商標に関する一切の権利は、QUICK または情報源に帰属することを認め、自己の商号もしくは商標または自己の事業に関連して当該名称を利用してはならないものとします。

第 10 条(調査)

1. QUICK または情報源は、Qr1 サービス会員の Qr1 サービスの利用状況を調査することができるものとします。この場合、Qr1 サービス会員は QUICK に協力するものとします。
2. 情報源が QUICK に対する調査を行う際に Qr1 サービス会員に対して協力を要請した場合、Qr1 サービス会員は、当該調査に協力するものとします。

第 11 条(免責)

1. QUICK は、Qr1 サービスの提供が迅速かつ正確に行われるよう努力しますが、その正確性、信頼性、遅延、中断等について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負いません。Qr1 サービス会員は、情報源に対し、当該情報の正確性、信頼性、遅延、中断等について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も問わないものとします。
2. Qr1 サービス会員は、Qr1 サービスの正確性および信頼性を調査確認することは QUICK の債務の内容に含まれないことを確認するものとします。
3. Qr1 サービス会員は、Qr1 サービスの利用に関連して Qr1 サービス会員その他の第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、QUICK および情報源に対しなんらの迷惑もかけないものとします。
4. QUICK は、以下の事象から生ずる損害(金銭的損害を含むがこれに限定されない。)について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) Qr1 サービス会員によるマニュアルとは異なるクライアントの操作から引き起こされる障害によるもの
 - (2) QUICK のソフトの利用結果または利用不能の結果生ずるもの。
 - (3) QUICK のソフトのバグ、エラー、脱落、瑕疵、欠陥から生ずるもの。
 - (4) 上記(3)号から二次的に引き起こされる障害によるもの。
 - (5) Qr1 サービス会員のシステムが原因によるもの。
5. 指定ソフトウェアを搭載したクライアントに情報の受信障害が発生し、その原因が指定ソフトウェアと QUICK の連絡した環境との事前に予期しなかった不一致にある場合、QUICK は障害を回復するために努力するが、当該障害の回復については保証するものではありません。この場合、QUICK が指定ソフトウェアの利用方法を限定することを Qr1 サービス会員は了承するものとします。
6. Qr1 サービス会員は、Qr1 サービス会員のシステムを自らの責任で使用するものとし、クライアント等 Qr1 サービス会員のシステムの動作(Qr1 サービスの受領を含むがこれに限らない。)について、QUICK は責任を負わないものとします。

第 12 条(Qr1 サービスの利用制限)

1. Qr1 サービス会員は、Qr1 サービスの利用に関し、次の事項を遵守するものとします。
 - (1) Qr1 サービス会員は、QUICK の認める接続構成において、Qr1 サービス会員本人の私的目的のためにのみ Qr1 サービスを利用することとし、業務目的に利用してはならないものとします。
 - (2) Qr1 サービス会員は、第三者に対し Qr1 サービスを提供(SNS での拡散またはクラウドサービス上での共有等を含みます。)してはならないものとします。
 - (3) Qr1 サービス会員は、QUICK のソフトまたは指定ソフトウェア以外のソフトウェアを用いて Qr1 サービスを利用してはならないものとします。
2. Qr1 サービス会員は、Qr1 サービスに含まれる情報の利用に関し、次の事項を遵守するものとします。
 - (1) Qr1 サービス会員は、Qr1 サービスに含まれる情報を当該クライアント以外の装置で利用してはならないものとし、また、QUICK が提供する機能の範囲を超えて、編集または加工してはならないものとします。
 - (2) Qr1 サービス会員は、Qr1 サービスに含まれる情報を USB メモリーほか外部のストレージやクラウドサービスへ蓄積、一時的に保存、またはコピー・転送してはならないものとし、また、QUICK が提供する機能の範囲を超えて、プログラム等により自動的に、または大量に、取得または蓄積してはならないものとします。
 - (3) Qr1 サービス会員は、QUICK が株式会社日本経済新聞社から入手する情報について、次の事項を遵

守するものとします。

- 1) 当該情報に含まれるニュースについては、クライアント上であっても加工または90日以上蓄積をしてはならないものとします。
- 2) 当該情報に含まれる指数については、クライアントに付属するディスク装置に一時的、小規模にのみ蓄積できるものとします。
3. Qr1 サービス会員は、QUICK が情報源から入手する情報の利用について、前2項に定める他に情報源が定める制限がある場合は、当該制限を遵守しなければならないものとします。
4. Qr1 サービス会員は、指定ソフトウェア上で情報を利用する場合は、QUICK が指定する方法および範囲でのみ指定ソフトウェアを利用するものとします。

第 13 条 (QUICK のソフトの利用制限)

1. Qr1 サービス会員は、QUICK のソフトについては、日本国内における非独占的利用権のみ与えられ、その他の権利は一切付与されないものとします。
2. Qr1 サービス会員は、QUICK のソフトの利用にあたっては、次の事項を遵守するものとします。
 - (1) QUICK のソフトはクライアントでのみ利用し、Qr1 サービス利用契約以外の目的で利用しないものとします。
 - (2) QUICK のソフトを複製、逆アセンブルまたは逆コンパイルしないものとします。
 - (3) Qr1 サービス利用契約を終了する場合、QUICK のソフトに関する Qr1 サービス会員の利用権は消滅するものとします。
 - (4) QUICK のソフトの全部または一部を改変しないものとします。
 - (5) QUICK のソフトを第三者に対し、有償、無償を問わず、譲渡、利用許諾その他の方法で利用させないとともに、担保の目的に供しないものとします。
 - (6) QUICK のソフトの内容を第三者に開示しないものとします。

第 14 条 (契約期間)

1. 次項各号に定める有料期間および第 16 条に定める無料期間を Qr1 サービス利用契約の契約期間とします。
2. Qr1 サービスの有料期間は、以下のとおりとします。
 - (1) 月払いの場合、契約成立日の決済時刻(システムにより、秒単位で確定します。以下同じです。)からの翌月の同日の決済時刻までの 1 か月とします。当該期間中に、Qr1 サービス会員から QUICK に対し、所定の手続きによる解約の申し出がない場合、Qr1 サービス利用契約は自動的に 1 カ月間更新されるものとします。
 - (2) 年払いの場合、契約成立日の決済時刻から翌年の同月同日の決済時刻までの 1 年間とします。当該期間中に、Qr1 サービス会員から QUICK に対し、所定の手続きによる解約の申し出がない場合、Qr1 サービス利用契約は自動的に 1 年間更新されるものとします。
3. 前項(1)(2)に定める期間中に、Qr1 サービス会員が QUICK に対してサービス料金プランの変更を申し出た時点で当該変更が適用されます。ただし、すでにお支払いいただいた利用料金は返金せず、変更後のお支払いに充当されます。
4. 事由の如何を問わず、本契約終了後も第 9 条、第 11 条および第 18 条は該当する事実が存在するかぎり有効に存続するものとします。

第 15 条 (Qr1 サービス料金)

1. Qr1 サービス料金は、別途示す Qr1 サービス料金表に基づきます。
2. QUICK は Qr1 サービス料金を随時改定する場合があります。その際は、QUICK アカウントにご登録済みのメールアドレス、本サイトにおいてお知らせします。
3. Qr1 サービス料金の改定は、前項により通知した発効日以降の契約期間の Qr1 サービス料金請求額から反映されます。
4. Qr1 サービス料金は、QUICK Money World お支払いを通じて、契約発効日当日の取引として請求いたします。毎月または毎年の自動更新においても同様の扱いとします。

第 16 条 (無料期間および減額)

1. 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、契約成立日の決済時刻から 30 日後の決済時刻までの 30 日間の料金は無料とします(無料期間は一回限りとし、複数アカウントの取得等の行為により複数回の無料期間を適用した場合、所定の違約金を請求させていただく場合がございます。なお、この規定は、違約金を超える額の損害が QUICK に生じた場合、QUICK のQr1サービス会員に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。)。かかる無料期間が満了するまでに所定の方法により Qr1 サービス利用契約の解約を申し出ない場合、当該無料期間の満了時点より、それぞれ 1 ヶ月間(月払いの場合)、1 年間(年払いの場合)の有料期間が自動的に開始します。
2. QUICK は QMW 無料サービスにおいて、また QUICK の各種サービスにご登録いただいたメールアドレスに対し、Qr1サービスを一定期間無料で提供するキャンペーンをご案内する場合があります。
3. 前項の無料キャンペーンを申し込む場合も、第 3 条に定める Qr1サービス会員登録による、Qr1 サービス会員契約が必要となります。
4. 第 2 項による無料キャンペーンの対象期間が満了する日までに、所定の方法により Qr1 サービス利用契約の解約を申し出ない場合、当該日の翌日より有料期間が自動的に開始します。この場合、当該有料期間の開始日をもって月払いまたは年払いの料金を請求させていただきます。
5. 前項に定めるほか、QUICK は独自の裁量により、Qr1 サービス利用契約の一定期間の料金を無料あるいは減額する場合があります。

第 17 条(Qr1 サービスの利用停止または Qr1 サービス利用契約の解約)

1. QUICK Money World 無料サービス利用規約の定めにより、QMW 無料サービスが利用停止または QMW 無料サービス利用契約が解約された場合、当該 Qr1 サービス会員の Qr1 サービスは自動的に利用停止とされ、また、Qr1 サービス利用契約は自動的に解約されるものとします。
2. QUICK Money World お支払い利用規約に基づき、QUICK が利用者登録を抹消した場合、または利用者登録が終了した場合、当該 Qr1 サービス会員の Qr1 サービス利用契約は自動的に解約されるものとします。
3. 前 2 項に定めるほか、Qr1 サービスが利用停止とされ、または Qr1 サービス利用契約が解約された場合、すでにお支払いいただいた Qr1 サービス利用料金は返金いたしません。

第 18 条(損害賠償)

QUICK は QUICK の責めに帰すべき事由により Qr1 サービス利用契約にかかる QUICK の義務に違反し Qr1 サービス会員に損害を与えた場合、次の損害について賠償責任を負います。

- (1) QUICK に故意または重大な過失がある場合、Qr1 サービス会員が被った相当因果関係の範囲内にある損害
- (2) QUICK に故意または重大な過失がない場合、Qr1 サービス会員が被った直接かつ通常の損害。なお、その上限額は、当該時点までに支払い済みの Qr1 サービス利用料金を超えないものとします。

(2023 年 12 月 18 日制定)

情報の免責に関する追加同意事項

Qr1サービス会員は、QUICK が HKEx INFORMATION SERVICES LIMITED から入手して Qr1 サービス会員に提供する The Stock Exchange of Hong Kong Limited と Hong Kong Futures Exchange Limited の情報について、次の事項に同意するものとします。

HKEx INFORMATION SERVICES LIMITED, ITS HOLDING COMPANIES AND/OR ANY SUBSIDIARIES OF SUCH HOLDING COMPANIES ENDEAVOUR TO ENSURE THE ACCURACY AND RELIABILITY OF THE INFORMATION PROVIDED BUT DO NOT GUARANTEE ITS ACCURACY OR RELIABILITY AND ACCEPT NO LIABILITY (WHETHER IN TORT OR CONTRACT OR OTHERWISE) FOR ANY LOSS OR DAMAGE ARISING FROM ANY INACCURACIES OR OMISSIONS.

(日本語訳)

HKEx INFORMATION SERVICES LIMITED, そのホールディング会社、および／または、当該ホールディング会社の子会社は、提供される情報の内容の正確性および信頼性を確保することに努力を払う。しかしながら、その正確性および信頼性を保証するものではなく、また、如何なる不正確さまたは脱落によって生じる一切の損失または損害について、いかなる責任(不法行為責任、契約上の責任またはその他の責任)も負わない。

(この日本語訳はあくまでも便宜上のものです。疑義が生じた場合には、英文の原本によって解釈されるものとします。)